

平成28年度 第1回北見市社会福祉審議会 会議録

日 時：平成29年3月28日（火） 午前10時～11時50分

場 所：北見市議会 第2委員会室

出席者：佐藤会長、吉田副会長、一條委員、江野委員、堀口委員、畠山委員、坂本委員、高橋委員、伊東委員、高廣委員、白幡委員、石森委員、信田委員、志賀委員、照井委員
（事務局）高畑保健福祉部長、吉田保健福祉部参与、三樹子ども未来部長、駒井子ども未来部次長、市山社会福祉課長、山下保健福祉部主幹、桑島子ども支援課長、堀越保育課長、中嶋青少年課長、持田社会福祉課総務係長、池田社会福祉課指導係長、田宮介護福祉課総務係長、坂本介護福祉課賦課・給付係長、今村課員

欠席者：鈴木委員、古畑委員、不破委員、古屋委員、平野委員

会議次第

1. 部長挨拶
2. 委員自己紹介
3. 議題
 - (1) 正副会長の選任について
 - (2) 部会の設置・委員の指名について
4. 報告
 - (1) 審議会の運営について
 - (2) 平成28年度の主な報告事項について
 - (3) 平成29年度の主な事業について
5. その他

開会

(事務局)

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、社会福祉課長の市山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、平成28年度第1回北見市社会福祉審議会を開会いたします。

皆様方には2年間の任期で委員をお願い申し上げております。なお、委嘱期間でございますが、平成28年5月24日から平成30年5月23日までとなっておりますが、第1回目が本日となってしまったことをお詫び申し上げます。

開会に先立ち、子ども未来部長 三樹よりご挨拶申し上げます。

1. 部長挨拶

(事務局)

本日、平成28年度 第1回北見市社会福祉審議会の開会にあたり、大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。会議に先立ちまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、日頃よりさまざまな福祉分野でご活躍をされておりますとともに、福祉行政の推進に貴重なご意見をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

当審議会は、福祉行政の推進に当たって、その道筋を皆様方それぞれの立場から調査、審議をしていただき、大変重要な会議と考えております。

皆様方におかれましては、我々行政ではなかなか気付かないような問題、疑問について、市民の目線に立ってご指摘やご指導、あるいは貴重なご提言を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞ宜しくお願いいたします。

2. 委員自己紹介

(事務局)

それでは、会議に入らせていただきますが、本日は、委員改選後、初めての会議でございますので、初めに委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

委員名簿の順番で、一條委員よりお願いいたします。

— 委員自己紹介 —

事務局紹介

(事務局)

ありがとうございました。次に、当審議会の事務局であります保健福祉部及び子ども未来部職員の自己紹介をさせていただきます。

— 事務局自己紹介 —

(事務局)

なお、保健福祉部長、次長、介護福祉課長は他会議と重なっているため、保健福祉部長は遅参、次長及び介護福祉課長は欠席させていただきますことをお許しいただきたいと存じます。

会議の成立

(事務局)

次に会議の成立及び資料の確認について、報告いたします。

(事務局)

本日の出席委員数は、20人中15人です。鈴木委員、古畑委員、不破委員、古屋委員、平野委員は、所用のため欠席される旨連絡がありましたので、ご報告いたします。

審議会条例第6条第2項の規定に基づき、半数以上の出席がありますので、本日の会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

続きまして、本日使用する資料について確認させていただきます。

－ 配布資料の確認 －

以上でございます。

3. 議題

(1) 正副会長の選任について
(事務局)

それでは、本日の議題に入らせていただきます。議題の(1)正副会長の選任についてですが、審議会条例第5条第1項の規定によりまして、委員の皆様の互選となっております。

そこで、会長及び副会長の選任につきまして、皆様のご意見を頂戴したいと思います。

(委員)

事務局案がございましたら、事務局で提案をお願いいたします。

(事務局)

ただいま、一條委員より、事務局案があればお示しくださいとご発言がありました。事務局案といたしまして、会長には北見市社会福祉協議会会長であります佐藤委員、副会長には、北見市私立幼稚園連合会会長であります吉田委員を提案させていただきます。

会長には佐藤委員、副会長には吉田委員をお願いするというところで、よろしいでしょうか。

－ 異議なし －

それでは、ご異議なしということで、会長には佐藤委員、副会長には吉田委員と決定いたしました。佐藤会長、吉田副会長におかれましては会長席、副会長席へお着きください。

ここで、ただいま会長に選任されました佐藤会長、副会長に選任されました吉田副会長から就任のご挨拶をお願いいたします。

(会長)

皆様からご推薦をいただきましたので、会長を務めさせていただきたいと思います。今後、皆様からのご協力をいただきながら、この審議会の運営をしっかりと務めていきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

(副会長)

そもそも幼稚園連合会ですので、以前の姿であれば学校法人ということになりますので、社会福祉審議会というよりも、教育委員会ですとかそちらの方の管轄になりますけれども、今、私立幼稚園が全て認定こども園、あるいは施設型給付を受ける幼稚園という形になりまして、福祉との関係が非常に高くなっておりますので、そういう意味で、こちらの会議でも色々と発言をさせていただいているところで、会議運営に支障のないように進めていきたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。これからの議事につきましては、会長が取り進めることとなりますので、佐藤会長よろしくをお願いいたします。

(会長)

それでは、会議を進行させていただきたいと思います。議題の(2)でございますけれども、部会の設置・委員の指名について、事務局より説明をお願いいたします。

(2) 部会の設置・委員の指名について

(事務局)

部会の設置と委員の選出方法について、ご説明させていただきます。

まず、部会の設置であります審議会条例第7条第1項におきまして、当審議会には、諮問事項を専門的に調査研究するため、部会を設けることができるとされております。

次に、部会の委員でございますが、これは同条第2項のとおり、会長の権限におきまして、指名することとなっております。

また、第3項において部会には、委員の互選により、部会長を置くこととなっております。以上であります。

(会長) ただいまの説明にありましており、当審議会に部会を設置することといたします。部会につきましては、「高齢」、「障がい」、「子ども」の3つを設け、それぞれの委員について、会長の私より指名させていただきますが、よろしいでしょうか。

－ 異議なし －

それでは、部会構成について事務局より、資料として皆様に案を配布いたします。この名簿案について事務局より読み上げをさせていただきます。

(事務局) それでは、読み上げさせていただきます。
高齢部会については、一條委員、江野委員、堀口委員、畠山委員、坂本委員、高廣委員、白幡委員、信田委員、古屋委員をお願いいたします。
次に、障がい部会ですが、畠山委員、坂本委員、高橋委員、鈴木委員、古畑委員、白幡委員、志賀委員、照井委員をお願いいたします。
次に子ども部会ですが、一條委員、江野委員、堀口委員、伊東委員、不破委員、石森委員、信田委員、平野委員をお願いいたします。

(会長) 以上のように指名させていただきますので、宜しくをお願いいたします。
それでは、ここで各部会の部会長を、部会委員の互選により決めていただくため、休憩に入ります。

(事務局) それでは初めに、高齢部会を開催いたします。お名前をお呼びいたしますので、ロビーの方へ移動をお願いいたします。
一條委員、江野委員、堀口委員、畠山委員、坂本委員、高廣委員、白幡委員、信田委員をお願いいたします。他の委員の皆様は、この会場にてお待ち願います。

－ 高齢部会開催 －

次に、障がい部会を開催いたしますので、移動をお願いいたします。高橋委員、志賀委員、照井委員をお願いいたします。

－ 障がい部会開催 －

次に、子ども部会を開催いたしますので、移動をお願いいたします。一條委員、江野委員、堀口委員、伊東委員、石森委員、信田委員をお願いいたします。

－ 子ども部会開催 －

(会長) それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。
全ての部会長が決定いたしましたので、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局) ご報告申し上げます。高齢部会の部会長には、坂本委員、障がい部会の部会長には、白幡委員、子ども部会の部会長には、平野委員がそれぞれ選任されました。以上であります。

(会長) 各部会の部会長は、ただいま報告のあった通りでございますので、よろしくをお願いいたします。
それでは、本日の報告事項を議題といたします。まず、初めに（1）審議会の運営につ

いて報告願います。

4. 報告

(1) 審議会の運営 について

(事務局)

それでは当審議会の運営について、ご説明いたします。お手元の事前配布資料1の1ページ、北見市社会福祉審議会条例をご覧ください。

第2条、所掌事務でございますが、「審議会は、市長の諮問に応じ、社会福祉の諸施策に関する事項について調査審議し、又は意見を具申するものとする。」と規定されております。

飛びまして、資料の4ページをお開きください。合併後からの社会福祉審議会の開催状況となっております。平成23年度以降の、当審議会の開催状況についてですが、2月27日の第3期北見市障がい福祉計画、平成26年度は、3月20日の第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、第4期北見市障がい福祉計画、北見市子ども・子育て支援事業計画、平成27年度は3月28日の主な報告事項の中の第3期北見市地域福祉計画など、福祉分野における様々な計画の策定に際して、ご意見を頂いてきたところでございます。

また、合併前の旧北見市におきましては、敬老年金から長寿祝金への条例改正、それから、保育環境整備の今後のあり方ということで、保育園の民営化を含めた審議がなされたところであり、合併後につきましては、昨年度、北見市高齢者・障がい者に対するバス料金助成制度の利用者負担について、市長より諮問させていただき、高齢部会の中で議論をしていただき、審議会より答申をいただいたところでもあります。

審議会の運営につきましては、以上でございます。

(会長)

ただいまの報告について、何かご質問等はございませんか。

－ 質問等なし －

それでは、一番目の報告は了といたします。

次に、(2)の平成28年度の主な報告事項について事務局より説明願います。

(2) 平成28年度 の主な事業について

(事務局)

それでは私の方から、平成28年度の主な報告事項のうち第2期北見市障がい者計画について、配布させていただいております事前送付資料2に基づきご説明させていただきます。

資料の3ページをお開きください。上段の囲みをご覧ください。

「1. 計画策定の趣旨」でございます。はじめに、障がいのある人も、誰もが笑顔で暮らせるまちづくりをめざし、「すべての人が心豊かに安心して暮らせる共生社会の実現」を基本理念として、平成19年3月に北見市障がい者計画を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきましたが、近年、障がいのある人の高齢化、重度化により、障がい者福祉のニーズが多様化する中、自らの意思により地域で安心した生活を送ることができる社会をつくるため国による障がい者制度改革の動きを反映し、個別施策の見直しを含めた第2期北見市障がい者計画を策定しました。

次に、(1)「本計画の対象とする障がい者とは」でございます。

まず、本計画の対象とする障がい者は、障害者基本法第2条において定義されている方を対象として、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人や自立支援医療制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人としします。

次に、「(2) 計画策定の体制」では、計画の策定に向け、学識経験者、障がい者福祉団体、市民の代表等、幅広い市民の参画を得て組織された、北見市障がい者計画策定委員会を設置し、計画づくりを行ったところであります。

策定の経過としては、資料の5ページ「2. 計画策定の経過」をご覧ください。

昨年6月に第1回北見市障がい者計画策定委員会を開催し、以降5回の策定委員会及び5回のワーキンググループを行なうとともに、アンケート・ヒアリング調査及びパブリックコメントなど実施し、本計画案を策定していただき、本年2月14日に北見市障がい者計画策定委員会正副委員長から北見市長へ、第2期北見市障がい者計画(案)が提出されたところでもあります。

飛びましたが、資料4ページには策定委員会の名簿を添付させていただいております。

次に、資料の6ページをお開きください。

「3. 計画の位置付け」では、北見市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき定められる、市町村障害者計画にあたり、地域の障がい者の状況などを踏まえ、障がい者施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとされていることから、第2期北見市障がい者計画として策定作業を進めてまいりました。

資料の7ページをお開きください。

「4. 計画の期間」でございます。第2期計画の計画期間は、平成29年度から38年度の10年間とし、中間年の平成33年度に、制度変更などの変化に対応した見直しを行なうこととします。

次に、「5. 計画の基本理念」でございます。

基本理念につきまして、前回の計画と同様に、すべての障がいのある人の自立と社会参加を目指し市民、誰もがいつでも笑顔で暮らせるまちづくりを目指すため、「すべての人が心豊かに安心して暮らせる共生社会」と決めました。基本理念は、計画全体を貫く基本的な考え方であり、これからの10年間で展望した、まちづくりの道標と考えております。

資料の8ページをお開きください。

「6. 計画の基本目標」でございます。基本目標では、基本目標1「さまざまな障がいに応じた生活支援の充実」より8項目を設定しております。

次に、資料の9ページ、「7. 計画の施策体系」でございますが、今回設定した8つの基本目標を達成すべく、今後進めていく主要な施策を体系図として掲載しております。

なお、計画書51ページから79ページ、第4章施策の展開として主要な施策についての具体的内容を記載しております。

資料の13ページをお開きください。

「8. 計画の推進体制と進行管理」では、庁内組織である北見市保健福祉施策推進委員会を活用すると共に、北見市障がい者支援ネットワークとの連携のもと、計画の推進を図りながら、現在推進中の第4期北見市障がい福祉計画及び平成29年度に策定予定の第5期北見市障がい福祉計画に基づき、各種障がい福祉サービスを推進してまいります。

また、本計画の着実な推進のため、毎年度、北見市保健福祉施策推進委員会(障がい者部会)の中で計画の進捗状況の把握、検証を行うとともに、北見市障がい者支援ネットワーク及び北見市社会福祉審議会に報告を行い、実施状況について評価を受けることといたします。

別冊としてお配りさせていただいた、第2期北見市障がい者計画(案)をご覧ください。今回新たに表紙などに障がいのある人の絵画・イラストなどの作品を掲載することとし、広く募集を行なった結果、41件103点の応募があり、表紙などに掲載させていただき、選定からもれた方の作品を本計画(案)91ページ以降、絵画・イラストなど作品のご紹介で掲載させていただいております。

なお、現在計画書の印刷製本を依頼中であり、後日、印刷製本が出来ましたら皆様へ送付させていただきます。

以上で私からの説明を、終わらせていただきます。

(事務局)

ただいま、第2期北見市障がい者計画についてということで事務局よりご報告がございましたが、これについて皆様からご質問等はございませんか。

— 質問等なし —

それではこの報告につきましては了とさせていただきます。
続きまして、(3)の平成29年度の主な事業について、事務局より報告をお願いいたします。

(3) 平成29年度の
主な事業について
(事務局)

それでは、初めに子ども未来部子ども支援課が所管いたします主な事業についてご報告いたします。

資料の14ページをご覧ください。

まず、紙おむつ類の無料回収事業につきまして、平成29年度の新たな取組というところがございます。事業目的につきましては、子育て支援策並びに、高齢者及び障がい者の福祉施策ということで、在宅で紙おむつ類を使用している方の経済的負担の軽減を目的としております。

実施内容につきましては、まず(2)の①対象物ということで、紙おむつ、布おむつ、紙パンツ、尿とりパッドやお尻拭きの紙おむつ類を対象としております。防水シートについては対象外となっております。

②の排出方法につきましては、紙おむつ類は汚物を取り除き、排出者自らが用意した、中身が確認できる透明、半透明の袋に入れて、燃やすごみの収集日に排出するというものがございます。

③の排出における注意点ですが、紙おむつ類と違うものが入っていた場合、また、中身が確認できない袋で排出されたものは回収できません。

続いて④の周知方法ですが、この事業につきましては、市民周知が非常に重要になってくると考えております。広報きたみ、ホームページへの掲載、また、フェイスブックやFMオホーツク、報道機関に対する広報メモの活用。また、町内会の回覧を通した周知を予定しております。さらには、ポスターやチラシを作成いたしまして、母子手帳交付時や高齢者、介護、障がい者の関係団体に対し、紙おむつ類の無料回収が実施されることの周知を図ってまいります。

⑤の無料回収の実施日については、平成29年6月1日からの実施を予定しております。

私からは以上でございます。

(事務局)

続きまして、保育課所管に関わります、平成29年度の主な事業につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料15ページをご覧ください。

地域子育て支援事業についてでございますが、少子化による核家族化などにより子育てに対し戸惑いや不安を感じている保護者への支援並びに子育て親子の交流の場の提供を目的とし、(仮称)常盤子育て支援センターを開設いたします。

事業実施場所につきましては、北見市常盤町1丁目に整備された、道営住宅であえーる常盤団地A棟1階の「集会所」を活用させていただき予定であります。開館日につきましては、平日、週3日～4日程度、開館時間につきましては、午前9時から午後5までの時間帯の中で、5時間以上の実施を予定しております。

事業の内容につきましては、資料に記載のとおり、現在、各自治区で展開しております、市の子育て相談センター事業と同様の内容としております。

事業実施にあたりましては、委託事業での実施を予定しており、事業者の選定スケジュールなどにつきましては、資料に記載のとおり4月より応募要領の配布、5月中旬頃には事業者を決定させていただき、6月より事業を開始してまいりたいと考えております。

次に、資料16ページをご覧ください。

ファミリー・サポート・センター事業についてでございますが、本事業は、保護者の急な残業や病気の際に、育児などの援助を行いたい者と援助を受けたい者が会員となって、

地域における育児に関する相互援助活動を行う会員組織を構築し、会員相互の援助活動をもって、地域の子育て支援を行う事業でございます。平成29年度より取り組む新規事業でございます。ファミリーサポートセンターに本部を置き、本部の主な業務は、会員の募集、会員の登録、会員同士の連絡調整のほか、会員に対する講習会の開催や会員同士の交流や事業の広報活動などでございます。

ファミリー・サポート・センターの仕組みにつきまして、資料中段の「図-1」によりご説明させていただきます。図の中央、ファミリー・サポート・センターの本部は、会員の募集・登録、会員同士の連絡調整などを担います。①「登録」の流れですが、援助を受けたい者が「依頼会員」として、また、援助を行いたい者が「提供会員」としてファミリー・サポート・センター本部に会員登録をしていただきます。依頼会員が援助を受けたいとき、②「援助の申入れ」を本部に行い、依頼を受けた本部は、③条件等に合う提供会員に対し「援助の打診」を行います。

次の段階といたしまして、実際にお子さんを預ける前に、「依頼会員」は、ファミリー・サポート・センター本部より紹介された「提供会員」と「面談」を行っていただきます。

事前に「顔合わせ」を行っていただき、お子さんの様子など、詳細な打ち合わせを行っていただきます。実際に依頼する日時、内容など、双方の条件等が整った場合は、会員同士の間で契約が成立します。④の「援助」は提供会員が依頼会員の子どもを預かったり、送迎を行う行為にあたります。子どもの預かりなど終了後、依頼会員は、利用料金を⑤「報酬」として提供会員へ支払います。以上の流れが、ファミリー・サポート・センターの仕組みでございます。

会員同士の主な相互援助活動としては、資料に記載のとおり「保育施設までの送迎を行う」、「保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後などに子どもを預かる」ことなど、国のファミリー・サポート・センター事業実施要綱に基づいた援助活動を行うもので、原則、援助を行う会員の自宅において子どもを預かる活動でございます。

次に事業の実施方法でございますが、援助活動の時間帯は、午前7時から午後9時までとし、原則、児童の預かりは、提供会員の自宅で行っていただきます。

本事業は、市の委託事業として実施を予定しており、事業者の選定スケジュールなどは、資料に記載のとおり4月より応募要領を配布し、5月中旬頃には事業者を決定させていただき、6月より事業を開始してまいりたいと考えております。

また、事業の実施に際し、市は、受託事業者が担うファミリーサポートセンター本部に対する指導・助言を行うとともに、援助活動中に事故が発生した場合への対応として、ファミリーサポートセンター補償保険への加入を義務付いたします。

次に、資料17ページをご覧ください。

川沿保育所の閉所についてでございますが、川沿保育所は、現在、川沿小学校に隣接した常呂町豊川におきまして、地域に根差した保育を展開しており、平成24年度より、指定管理制度による、へき地保育所として地域運営委員会での運営を行っております。

川沿保育所の在籍児童数の年度別推移並びに本年度における年齢別児童数を資料中段にお示ししておりますが、近年の児童数の減少により、年齢別での保育活動が困難な状況でありますことから、運営委員会と保護者の皆さんとの間で、今後の保育所のあり方について話し合いがもたれ、現状よりも、少しでも子どもたちの保育環境を良くしたいとの保護者の皆さんの希望がありましたことから、運営委員会を通じて市に対し、本年3月末をもって川沿保育所を閉所したい旨の報告がなされたところであり、市といたしましても、運営委員会並びに保護者の皆さんの意向でありますことから、閉所の決定をさせていただいたところでございます。

閉所後の対応につきましては、本年4月より在園児は、かもめ保育所へ入所を予定しており、川沿保育所に勤務する保育士につきましても、引き続き、かもめ保育所に勤務して頂けることとなっております。

保育課所管に関わる説明については、以上で終わらせて頂きます。

(事務局)

続きまして、青少年課所管の主な事業につきまして、ご説明させていただきます。
資料では、18ページから19ページでございます。

最初に、18ページの1. 美山児童センター増築拡張工事についてでございますが、美山児童センターにおいて実施をしております、放課後児童クラブの利用者の増加に伴いまして、子ども達への適切な育成と安全に活動できる場を確保するために、平成29年度において児童クラブ室の増築拡張工事を予定しております。

建設位置でございますが、現在の児童センターの南側でございます、来館者用の駐車場敷地の一部において増築を予定しております、4月から敷地外周のフェンスを含めた外構工事に着手し、9月から12月までの工期で児童クラブ室の整備を進める予定でございます。

次に、2. 東相内児童センターについてでございますが、これまで、東相内住民センターの一部を活用し、東相内地域の放課後の子ども達の安全な居場所の確保と、児童の健全育成事業を進めておりました。東相内住民センターは、築35年以上が経過し老朽化が進んでおりましたことから、地域拠点施設の建て替え要望を地域の連合町内会から受け、平成26年から基本設計に関し協議を重ねて、その間地域住民で構成いたします「東相内公共施設複合化整備事業委員会」にお諮りしながら地域の要望を反映させるべく「東相内地域公共施設複合化整備事業」として、平成28年8月9日に東相内児童センターの工事に着手いたしまして、本年3月24日に施設が完成をしたところでございます。このあと、開所準備期間を設け、住民センターとの複合施設として、平成29年5月1日に開所する予定でございます。

なお、市のホームページ、広報によりまして、広く市民の皆様にも周知してまいりたいと考えております。

続きまして、19ページの3. 留辺蘂児童館建設事業についてでございますが、現在の留辺蘂児童館は、昭和45年に開設された、旧保育園施設を使用し、児童館事業及び放課後児童クラブを実施しておりますが、既存施設の老朽化や通館に際しての交通安全上の課題もあるため、留辺蘂小学校の改築事業に併せた複合施設として、学校に合築する形で留辺蘂児童館を建設するものです。

建築概要ですが、構造は木造平屋建てで、平成28年度、平成29年度の2箇年の継続費をもって実施し、平成30年度の開設に向け建設進めているところでございます。

私からは以上でございます。

(会長)

ただいま、子ども未来部の主な事業について説明がありましたが、委員の皆様からご質問等はございませんか。

この後、保健福祉部の主な事業の説明もありますので、その後も結構でございますので、ご質問をいただければと思います。

－ 質問等なし －

それでは、続きまして保健福祉部の説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、社会福祉課所管の主な事業について説明させていただきます。
まず、資料20ページをご覧ください。

1. 北見市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業につきましては、3歳から4歳頃までに聴覚を通じて音声言語の基礎が形成され、7歳から8歳頃までに音声言語機能が完成するため、それまでに補聴器を装用することで、人とのコミュニケーション能力、社会性、学習能力等の面で健全な発育に寄与することができると考えております。今までは、障害者手帳の交付対象者の方につきましては助成をさせていただいておりましたが、両耳の聴力が30デシベル以上70デシベル未満の、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴のお子様方につきましても、購入費の助成を行うという事業でございま

す。

対象者につきましては、今説明させていただきましたが、北見市内に住所を有し、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の、身体障害者手帳の交付の対象とならない18歳未満の難聴児となっております。

助成対象につきましては、補聴器の購入または修理に関する費用でございます。また、購入につきましては原則1個分の助成ですが、特に医師の診断等によりまして必要と認められた場合には、両耳に装用する2個分の助成をいたします。

利用者負担でございますが、生活保護法による被保護世帯及び当該年度分の市民税非課税世帯につきましては、自己負担はございません。また、一般世帯、市民税課税世帯につきましては、助成基準額の1割をいただくという形になっております。ただし、助成対象となる費用が助成基準額を上回る場合につきましては、自己負担額に加え、助成対象となる費用から助成基準額を控除した額を負担していただくということになります。

申請の方法につきましては、補聴器の購入または修理を行う前に申請を行っていただき、医師の意見書や見積書等を添付していただくこととなります。

実施時期につきましては、平成29年4月1日を予定しております。

引き続きまして、資料の21ページをご覧ください。

2. 北見市重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業でございますが、こちらにつきましては、従来のコミュニケーション支援事業といたしまして、聴覚に障がいを持たれた方につきまして対応させていただいていたところですが、新たに意思疎通を図ることに支障のある重度心身障がい児・者を対象とし、入院前より利用者との支援実績がある、意思疎通に関して熟達している者を派遣することによって、入院時におけるコミュニケーションを支援し、見守りを行い、医療従事者との意思疎通の円滑化を図ってまいりたいということで、今回、事業を拡大させていただきました。

利用対象者につきましては、①北見市内在住の在宅の方、②居宅介護または重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の支給決定を受けている方、③自力で意思疎通を図ることが困難で、病院スタッフとの間でコミュニケーション支援が必要な方、④介護者がいない方、またはこれに準ずる方でございます。

コミュニケーション支援員につきましては、①居宅介護または重度訪問介護、行動援護、重度障害者包括支援のいずれかの指定を受けている事業所のホームヘルパー、②入院前に利用者への支援実績があり、利用者との意思疎通に熟達した方となっております。

利用期間・時間・単価につきましては、利用期間は1回の入院につき原則30日まで、利用時間は1回につき38時間、1時間単価としましては2,000円となっております。こちらについては、課税世帯、非課税世帯に関わらず、サービスにかかる利用者負担金は無料となります。

続きまして、資料の22ページをご覧ください。

3. 第5期北見市障がい福祉計画策定についてでございます。第5期障がい福祉計画の位置づけと法的根拠ということで、障がい福祉計画につきましては、障害者総合支援法第88条の規定に基づいて定められている、市町村障害者福祉計画にあたり、障がい福祉サービスの提供体制の確保や、その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定めるものとなっております。

今回、第4期北見市障がい福祉計画が平成29年度に終了することに伴いまして、第5期障がい福祉計画を策定させていただくという形になっております。

計画期間につきましては、障がい福祉計画の計画期間を3年としていることにより、平成30年度から平成32年度までの3か年を予定しております。

障がい児福祉計画と一体のものとした障がい福祉計画作成についてですが、平成30年度から児童福祉法が一部改正されることにより、市町村は障がい児福祉計画を作成することが定められました。この障がい児福祉計画につきましては、障がい福祉計画と一体で定めることも可能とされておりますので、第5期障がい者福祉計画と第1期障がい児福祉計画が一体となった計画を、平成29年度中に策定させていただきたいと考えております。

23ページになりますが、計画の内容でございます。障がい福祉計画及び障がい児福祉計画につきましては、厚生労働省の定める基本指針に即して定めるものとなっております。現在、国の社会保障審議会障害者部会において、基本指針の見直しについて了承されまして、年度末には告示される予定となっております。主な事項といたしましては、障がい福祉計画については、1. 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項、2. 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込みの量、3. 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項というものが、定めなければならない事項とされております。

障がい児福祉計画において定めなければならない事項といたしましては、1. 障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項、2. 各年度における指定通所支援または指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量について、定めなければならない事項となっております。

計画の策定体制とその方法につきましては、第4期北見市障がい福祉計画を策定した時と同様に、北見市障がい福祉計画策定専門部会を設置いたしまして、策定作業を進めていくとともに、当事者及び福祉団体の意見交換会を実施しながら、計画に反映していきたいと考えております。また、数値の目標及びサービスの見込量につきましては、北海道との調整も必要になりますことから、適宜、連携を図りながら策定作業を進めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、主な策定作業スケジュール予定でございます。現在、策定委員につきましてはほぼ固まっております。4月の中旬に第1回の策定部会を開催させていただきます。6月中旬には、障がい福祉計画の策定状況を、福祉民生常任委員会に報告させていただき、6月、7月におきまして当事者・福祉団体等との意見交換会を実施いたします。8月中旬に庁内会議を通しまして、12月に素案のとりまとめ、それまでの間に、策定の専門部会を3回程度開催したいと考えております。12月中旬から1月中旬まで、パブリックコメントを実施いたしまして、2月に策定専門部会の中で、計画素案を決定いただき、2月の中旬以降に計画素案について市の方に提出をいただきます。3月には、社会福祉審議会に報告をさせていただくとともに、議会の福祉民生常任委員会に報告をさせていただきます。3月末に計画公表、4月1日から計画の施行という流れを予定しております。

私からは以上です。

(事務局)

続きまして、介護福祉課所管の主な事業について説明させていただきます。

24ページをご覧ください。

まず、1. 介護予防・日常生活支援総合事業ですが、平成26年6月に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」による介護保険法の改正に伴い、「介護予防訪問介護（ホームヘルプ）」、「介護予防通所介護（デイサービス）」は、市町村が実施する「介護予防・生活支援サービス事業」に移行されることとなりました。

この改正は、平成27年4月1日に施行されておりますが、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、本市では、平成29年度から実施いたします。なお、サービスの利用にあたっての変更点として、これまでの要支援認定を受けた要支援者に加え、基本チェックリスト該当者（介護予防・日常生活支援総合事業対象者）が利用対象者となります。

(1) 訪問型サービスについて、左側が介護予防給付、右側が総合事業でございますが、自立援助訪問型サービスとして、従来の介護予防訪問介護と同様の指定事業者によるサービスと家事援助訪問型サービスとして、委託事業者による緩和した基準によるサービスを定めました。

次に、25ページをご覧ください。

(2) 通所型サービスについては、左側が介護予防給付、右側が総合事業でございます

が、こちらについても、健康向上通所型サービスとして、従来の介護予防通所介護と同様の指定事業者によるサービスと健康維持通所型サービス、短期集中通所型サービスとして、現行の二次予防事業を継続する形で実施します。

次に、2. 認知症施策推進事業であります。本事業も、介護保険法の改正により、地域包括ケアシステム構築のために重点的に取り組むべき必須事業として、地域支援事業に位置付けられたもので、増加する認知症の人を地域で支えあうために早期診断・早期対応を行うとともに、認知症に関する相談対応・支援体制等を充実することで、認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域の構築を推進するものです。

(1) 認知症地域支援推進員についてであります。地域の連携支援や認知症の人やその家族の支援する相談等をするための専任の職員を、地域包括支援センターに配置を予定しております。推進員の要件は、保健師・介護福祉士等の国家資格を有する専門職となっており、主な業務は、ネットワークや相談支援体制の構築、認知症対応力の向上支援、認知症予防事業を予定しています。

次に、(2) 認知症初期集中支援チームですが、専門職が認知症と疑われる人等を訪問し、専門医師による鑑別診断につなげ、本人及び家族の支援を行うものです。チームは、地域包括支援センターに設置しますが、チーム員は地域包括支援センターと北見赤十字病院・認知症疾患医療センターの医療職・専門医師等で構成します。主な業務は、介護職と医療職の2名による初回訪問を実施し、その後医師を交えてのチーム員会議を開催し、支援を行っていくものです。また、関係者による検討委員会も設置をしております。

次に、26ページをご覧ください。

3. 生活支援体制整備事業であります。本事業も、必須事業として地域支援事業に位置付けられたもので、高齢者の在宅生活を支えるため、多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築・支援を実施することを目的とし、第1層(市町村圏域)、第2層(日常生活圏域)にそれぞれ協議体を設置し、同様に生活支援コーディネーターを配置して取り組みを進めるものです。

(1) 協議体についてであります。第1層の協議体設置先については、北見市になります。主な業務としては、全市的な企画、方針の策定のほか、地域資源の開発や、関係団体とのネットワークの構築などを予定しています。

第2層の協議体については、市内7ヶ所に設置の各地域包括支援センターへの設置とし、第1層の構成団体をベースに、地域の実情に応じた団体が適宜参加できるように、柔軟な対応ができるように構築していきたいと考えております。

(2) 生活支援コーディネーターについてであります。同じく第1層を市職員が担い、第2層を各地域包括支援センターに配置を予定しております。主な業務としては、生活支援の担い手の養成や、地域資源の開発、各団体とのネットワークの構築などを想定しています。

次に、4. 家族介護者交流事業であります。市ではこれまで、介護保険によるサービスのほか、家族介護用品支給事業などを実施し、家族介護者の介護負担や経済的負担の軽減を図ってきたところでありますが、新年度より、家族介護者の精神的負担の軽減を図るため、新たに家族介護者交流事業を実施するものであります。このことにより、同じような悩みや苦勞を持つご家族同士が交流を深めて、心身ともにリフレッシュすることが期待されるものと考えております。具体的には、市内7ヶ所設置の地域各包括支援センターで、家族交流の場を年度内2回ずつ開催いたします。

最後に、5. 潜在的有資格者復帰支援研修事業ですが、介護に必要な資格を有している方や、介護分野への就職を希望する方に、介護保険制度の講義、移動・食事・排せつ等介助の体験実習、市内の介護保険施設見学などを実施することにより、復職並びに就職への支援を行ってまいりたいと考えております。

以上で、説明を終了いたします。

(会長)

保健福祉部の所管事項について説明がありました。先ほどの子ども未来部の所管事項も

含め、皆様からご質問等がございましたらお集めいただきたいと思います。

(委員) ただいま、28年度の主な報告事項、29年度の主な事業について各所管課からご説明があり、このことについて、今回、我々審議会が発足して、先ほど部会の所属が決まりました。私は初めての参加なものですから、基本的なことをお聞きしたいのですけれども、今説明があったことについて、これから何らかの審議をするのかしないのか、ただの報告なのかどうかというところが一つ。もう一つは、先ほど部会が決まりましたが、その部会では、このことについて部会として何らかのことをするのかしないのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

(会長) ただいま、委員からご質問がございましたが、この審議会の進め方を含めて、事務局よりご説明をお願いします。

(事務局) 今回のこの部分につきましては、28年度の主な報告事項、29年度の主な事業ということで、報告という形でさせていただいております。審議会の部会につきましては、今後、新たな事業ですとかがございましたら、こちらの方から社会福祉審議会に諮問をさせていただいて、その後、各部会等で審議をいただいて、答申をいただくというような流れでこの審議会を進めてさせていただいているという形になっております。

(委員) それでは、これまでの説明は単なる報告であり、29年度は行政としてこのような事業を行いますよということで理解していいわけですね。それから、これから審議することについては、それぞれの部会について行政の方から何らかの資料が出てきて、その中でそれぞれ部会で審議をすると、こういうことでしょうか。

(事務局) 今回のご報告の部分につきましては、こういう形で新年度の事業を進めてまいりたい、その中で、こういう考え方があっていいのではないかと委員の皆様よりお話をいただければ、そういうことも含めた中で事業展開を考えていきたいということも一つでございます。部会等につきましては、これから何かございましたら、会長、副会長の方に議題を差し上げた中で、進めていくという形になります。

(委員) もう一つお願いしたいことは、先ほど部会が決まりましたが、その中身については何も資料がないのでしょうか。例えば、私は高齢部会の所属ですが、高齢部会はこういったことでこれから部会で審議をしていただきますとか、そのような諸々のことについて何らかの資料がなければ、一体これから何の審議をするのかということになると思います。再任された委員の方は過去にやってきているのでわかるかもしれないが、私は初めて委員になったものですから、あなたは高齢部会だと言われても、資料がなければ何をするのかもわからないのですが、その辺のことは事務局では何も考えていないのですか。

(事務局) 申し訳ございません。各部会については従来通りということで資料をお渡ししておりませんでした。高齢部会につきましては、いわゆる高齢者に関わる施策、障がい部会につきましては、障がいを持たれている方に関わる施策、子ども部会につきましては、子どもに関わる施策という大まかな形になっているものですから、そのようなことを明確にしておりませんでしたので、気を付けたいと思います。

(委員) もう少し親切に、高齢者の部会は今後こういうことを審議してもらいますよ、あるいは、障がい者、子ども部会についてもこういうことを審議してもらいますよという大まかな項目ぐらい出してもらわなければ、初めて参加する委員は何もわかりません。先ほど29年度の事業について報告があり、何かあれば言うて下さいと言われても、この事業は既に議会で通過しているものですよ。そのことについて我々がこの事業は良いだとかやめろ

ということは今さら言っても何も変わらないのではないのでしょうか。その辺について聞かせてください。

(事務局) まず、委員から、今回ご報告したことについては、ただ報告だけだろうということのございますけれども、今回、29年度に新たにに取り組む事業ということで、ご説明させていただいております。そのような中で、社会福祉審議会の委員の皆様方に、どのようなことが来年度に行われるかということをご理解いただきたい。そういう中で、もしご質問等があればお答えさせていただきたいということが観点でございます。

もう一点が、部会のございます。社会福祉審議会の条例にございますとおり、今後の高齢福祉、障がい福祉、子育て支援策等につきまして、今後、市の方から、色々な課題がございますので、諮問をさせていただく事例がございます。その時に、具体的に調査、研究、議論等を行っていただく部門として、各部会が設置されているということをご理解いただきたいと思います。今現在は、この部門で審議をしてほしいという事例はございません。今後において、私どもから諮問をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

(会長) その他に何か質問等はございますか。

(委員) 青少年課の方にお伺いしたいのですが、児童センターが3つ新しくなるということで、各児童センターに登録されているといえますか、利用されている児童数を把握されていれば、教えていただきたいと思います。わからなければ結構です。

(事務局) 現在議題が上がっております。東相内児童センター、並びに、増改築いたします美山児童センター、また、小学校と合築する留辺薬児童館の関係でございますけれども、平成28年度末の数字で、東相内フレンドセンターにつきましては、年間7,100人の児童が利用しております。放課後児童クラブにつきましては、33名の登録となっております。この内、障がいをお持ちの方が1名登録されております。

美山児童センターでございますが、現在、年間で15,700人の児童が利用されております。放課後児童クラブの登録者数は、現在140名、この内、障がいをお持ちの方が9名登録されています。

留辺薬児童館でございますが、一般の児童利用者数が年間で7,080名、放課後児童クラブの登録者数が59名、この内、障がいをお持ちの方が2名登録されております。

(委員) ありがとうございます。

(会長) その他に何かございますか。

(委員) 生活支援体制について少しお聞きしたいと思います。先日、ある会議で課長さんの方からご説明いただきましたが、その中で疑問に思う点がありました。生活支援コーディネーターを各包括に1名ずつ配置しますよという話がありましたが、ところが、常呂と留辺薬については0.5人工ずつですよということでした。常呂は包括支援センターがありますが、端野には無いので、果たしてどこに配置をするのかということが1点。これからの介護も含めて、先ほどの障がい者計画にもありましたけれども、包括支援センターの役割というのはこれからますます大きくなるわけで、今のような1名配置だとか、端野には配置されないという状況で、包括支援センターの役割を本当に果たしていけるのかという疑問が1点あります。それについてはこれからの問題になりますが、当面、端野の0.5人工はどこに配置する計画なのか、ご説明いただければと思います。

(事務局) まず、常呂と留辺薬自治区については、高齢者人口に応じてという形ですので、それぞ

れ0.5人ということで考えておりますが、端野自治区については、東部圏域ということになっておりますので、東部・端野ということで、1名で実施いたします。

以上でございます。

(委員) それで心配されるのが、東部・端野に配置されるのは結構でございますが、端野の高齢者人口は非常に増えておりまして、常呂よりはるかに多くなっているはずで、留辺蘂に追いつく勢いで高齢者人口が増えてきております。そのような中で、東部・端野で1名というのはちょっと承服しかねまして、併せまして、現在端野自治区で、端野に包括支援センターを置いてほしいということで各所から北見市に要望書を上げました。この事業は29年度からスタートすることもあり、すぐ対応してくれということはいけませんので、包括支援センターの配置とともに、もう一度端野地区における生活支援コーディネーターの配置についても検討してほしい、検討してほしいというよりも、配置に向けて話を進めてほしいと思います。これは要望であり、すぐにははいとは言えないと思いますので、そのようなことで宜しく願いいたします。

(事務局) ただいま委員から要望がございまして、地域からもご要望が上がっていることも把握しております。そういう中で、包括支援センター等の関係につきましては、平成30年から始まります、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の策定委員会等でご要望について議論させていただければと思います。

(会長) その他に何かございますか。

－ 質問等なし －

それでは、この報告については全て了とさせていただきます。

それでは、次第の5. その他について、事務局から1件あるとのことでございますので、事務局より説明をお願いします。

5. その他

(事務局) それでは、事前配布資料2の7、その他ということで、この部分につきましては、委員の皆様へご協力をお願いになりますが、社会福祉法人制度改革に伴う地域協議会の設置についてご説明いたします。地域協議会の説明に入る前に、社会福祉法人制度改革について簡単にご説明いたします。

追加資料をご覧ください。近年の福祉ニーズの多様化、社会福祉法人の運営に対する指摘等を踏まえ、社会福祉法人が今後においても地域福祉の担い手としての役割を果たすことができるよう、その在り方を徹底する観点から社会福祉法人制度改革が実施されました。

社会福祉法の改正法案が昨年の3月末に可決され、本年4月から本格施行されることとなりますが、戦後最大の改正と言われるほど大きな改正内容となっています。

主な内容としましては、追加資料の1ページ目、1のところに(1)から(5)まで記載のとおり、ガバナンスの強化、運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的取組、行政の関与の強化の5つが主な内容となっています。

その中でも大きな改正としましては、ガバナンスの強化ということで、今までは諮問機関として任意設置とされていた評議員会が、法人の議決機関として必ず設置しなければならないことと、財務規律の強化ということで、社会福祉法人の資産が見えづらいうという批判があったことから、新たなルールを作り、法人が保有している財産から事業継続に必要な財産を差し引いて、福祉サービスに充てる財産額を明確にすることで、法人としての説明責任を果たそうといったことが大きな改正の内容となります。

今お話しました、福祉サービスに充てる財産額の明確化にかかわってくるのが、これ

からご説明する地域協議会になります。それでは地域協議会についてご説明いたします。
資料の27ページをお開きください。

社会福祉法人は、社会福祉法の改正に伴い、毎年度、福祉サービスに充てる財産額を明確にすることが必要になりました。一定のルールに基づき、保有している財産から事業継続に必要な財産を差し引き、社会福祉充実残額を算定し、社会福祉充実計画を策定したうえで、社会福祉事業や地域公益事業に充てなければならぬとされました。

資料27ページの2. 社会福祉充実計画策定の流れの図をご覧ください。

まず社会福祉法人は毎年、一定のルールに基づいて社会福祉充実残額を算定します。そして、残額がある場合には、社会福祉充実計画の策定が必要となります。この社会福祉充実計画では、残額を何の事業に充てるのかを位置づけしなければならないのですが、その順番としては第1順位として社会福祉事業、第2順位として地域公益事業、第3順位として公益事業の順に検討を行わなければならないとされています。

また、将来的な福祉人材の確保・定着を図る観点から職員処遇の充実を進めていくことが重要で、優先的に検討が行われることが望ましいとされていますが、第2順位の地域公益事業を行うとした場合には、住民その他の関係者からの意見を聴かなければならないと定められており、この意見を聴く場となるのが地域協議会であり、所轄庁となる北見市が体制整備を行うものとされています。

次に、資料の28ページをお開きください。

地域協議会の構成員についてですが、地域の実情に応じて所轄庁が定めるものとされており、国では①から⑦のとおり、学識経験者をはじめ、福祉にかかわる分野の方が構成員となることを想定しています。また、効率的な開催の観点から、できる限り既存の会議体を活用するものとされており、地域ケア会議や自立支援協議会などが想定されていますが北見市では社会福祉審議会が設置されており、福祉の各分野の代表の方に委員となっていたり、国が想定する構成員とほぼ同じですので、委員の中から地域協議会の構成員になっていただきたいと考えております。北見市のほか、江別市でも社会福祉審議会を設置しており、審議会の委員さんに地域協議会への協力をお願いしたと伺っております。

具体的な地域協議会の構成員の人数やどなたにお願いするのかについては、法人が地域公益事業として計画に位置付けてくる事業の内容などにより、他市の状況も参考にしながら佐藤会長、吉田副会長と協議をしながら事務局で決めさせていただきたいと思っておりますのでご協力をお願いしたいと思います。

地域協議会は審議会の部会ということではなく、地域協議会としての設置要綱を定めたいうでの運用を考えております。

地域協議会の具体的な役割としましては、資料の28ページの下段に①から④まで記載しております。地域の福祉課題に関することや地域に求められる福祉サービスの内容に関することなどが討議内容の例とされています。また、地域公益事業を行う場合の意見聴取の場としての役割だけではなく、地域公益事業の実施状況の確認や助言、地域の関係者によるそれぞれの取組み、課題の共有などについて定期的に討議し、地域福祉推進のため、年1回程度開催していくことが望ましいと考えられています。

地域協議会設置にあたっての今後のスケジュールですが、29ページの5をご覧ください。

それぞれの社会福祉法人は、4月1日以降、充実残額の算定を行い、充実残額が発生する法人は充実計画案を策定することになります。その間、北見市では地域協議会の設置要綱の制定を行います。そして、充実計画案において地域公益事業を実施する法人がある場合には地域協議会を開催することになります。その後、各法人は財務の専門家から意見聴取を行い、評議員会で充実計画案を承認後、所轄庁に充実計画を申請し、承認後事業実施という流れになります。

最後に、地域公益事業の実施予定ですが、北見市長が所轄庁となる社会福祉法人は20か所あります。今月の中旬を期限として今年度決算見込み額により充実残額を試算していただいたところ、残額が発生しないのは17法人、2法人は未確定、1法人は残額が発生

する見込みですが社会福祉事業に充てる予定となっており、実際に本年の6月までに地域協議会を開催する必要があるかどうかは残額が未確定の法人の状況によると考えられます。

地域協議会についての説明は以上でございます。

(会長) ただいま事務局より、社会福祉法人の制度改革に伴い、この審議会にも協力をしていただきたいというような内容が説明されましたが、皆様からこれに対しましてご意見等がございますか。

(委員) 社会福祉法人制度改革ということで、基本的には財産の保有を調査し、それにより継続するかどうかということになりますが、この財産の調査というのは非常に難しいですよ。この根底には、何があってこのようなことをやらなければならないのか、なぜこの改革に踏み切ったのか。やらなければならないということは良くわかりましたが、何があってこのようなことをやらなければならないのかということがわからないので、ご説明いただければと思います。

(事務局) 委員よりご質問をいただいた件ですが、何があってこういうことをしなければならないかということの一番の理由は、一部の社会福祉法人のことだと思いますが、多額の内部留保を抱えているといった批判があったことから、社会福祉法人の資産の状況が見えづらい状況にあるということで、各法人がルールに基づいて計算して、内部留保を見える化しましょうという背景からであると思います。

(委員) 地域の公益事業とはどのようなものですか。

(事務局) 地域公益事業の具体的な例ですが、現在良く言われているのが、地域のニーズに応じたものですが、子ども食堂や、学習支援などが具体的な例として挙げられています。従来の社会福祉事業や公益事業の枠に収まらないような地域のニーズがあって、支援を必要としている方に対するサービスということが大原則となっております。

(会長) その他に何かございますか。

— 質問等なし —

なければ、ただいま事務局からありましたように、地域協議会の設置につきましては、この審議会としてもご協力をしていくということで、具体的には、依頼があれば委員をこの中から選出していただくということでございますので、正副会長において、市の方と協議をしながら進めさせていただきたいと思っておりますので、皆様のご了承を宜しくお願いしたいと思っております。

最後になりましたが、保健福祉部長が来られておりますので、一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

(事務局) 遅れてきまして大変申し訳ございません。保健福祉部長の高畑でございます。委員の皆様方には、日頃より当市の福祉施策の推進に特段のお力添えを賜り、心より感謝を申し上げます。

本日の会議におきましては、28年度に策定いたしました第2期北見市障がい者計画、並びに平成29年度からの保健福祉部、子ども未来部の新たな取組を報告させていただきましたが、委員の皆様におかれましては、社会福祉の様々な施策に関して、委員それぞれの立場でご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

本日の議事は以上でございますので、これにて平成28年度第1回北見市社会福祉審議会を終了いたします。長時間にわたりましてありがとうございました。

— 終了 午前11時50分 —